

一般社団法人電子情報通信学会規則

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 2 月 20 日理事会一部改正)

(平成 24 年 4 月 16 日理事会一部改正)

第 1 章 会員，称号および入会

第 1 条 会員の種別，呼称および資格は定款第 5 条による。他は本規則による。

第 2 条 大学学部卒業以上，またはそれに準ずる学識または技術の経験を有すると認められる者は正員とする。

2. 学生員であった者が，当該学校を卒業または修了したとき，これを正員とする。
3. 正員として入会する者は，正員 1 名の推薦を要する。
4. 学問・技術または関連する事業に関して継続的な貢献が認められ，本会への貢献が大きい正員に対し，理事会の承認を得て会長がシニア会員の称号の証を贈呈する。シニア会員の推薦基準および手続きは別途これを定める。
5. 学問・技術または関連する事業に関して顕著な貢献が認められ，本会への貢献が大きい正員に対し，理事会の承認を得て会長がフェローの称号の証を贈呈する。フェロー称号の推薦基準および手続きは別途これを定める。
6. 名誉員は別に定める基準により，理事会の決議を経て会長が推薦し，次期の総会または適当な機会において推薦状を贈呈する。

第 3 条 大学学部，短期大学，高等専門学校，工業高等学校およびこれらに準ずる学校に在学する者が入会する場合はこれを学生員とする。

2. 大学院，大学学部，短期大学，高等専門学校，工業高等学校およびこれらに準ずる学校に在籍する者は，本人の申し出により学生員となることができる。
3. 学生員となるためには，在学学校の教員である正員 1 名の推薦を要する。ただし，在学学校の教員である正員による推薦が困難なときは，学生の身分を証明する写しと，所属する学校の教員 1 名の推薦による。

第 4 条 准員の入会はソサイエティまたは本会規則第 66 条によるグループから推薦し，理事会の決議を得て認めるものとする。

第 2 章 入会金および会費等

第 5 条 入会する者は，当該会員資格の年会費の 20% に相当する額を入会金として納めなければならない。入会は毎月 1 日付とする。ただし，次の場合は入会金を免除

できる。

- イ. 学生員として入会する者
- ロ. 理事会が認めた他学会の会員である者
- ハ. 特別な事情があると理事会が認めた者

2. 特殊員，維持員の入会金はこれを要しない。

第6条 年会費と配布機関誌は次のとおりとする。

イ. 正 員

正員としての年会費は 13,000 円とする。正員には会誌が配布され，また希望する一つのソサイエティに登録され，その和英論文誌（オンライン版）が配布される。ただし，学生員が卒業等で学生員から正員に移行する場合に，会費を卒業等の後 2 年間に限り，年会費の半額とする（博士課程修了の者は除く）。また，本会主催の大会等で発表した学生が卒業等の後 2 年以内に本会に入会する場合には，会費を入会后 2 年間に限り，年会費の半額とすることができる（博士課程修了の者は除く）。

なお，外国籍を有しかつ海外に在住する正員が，会誌の配布を希望しない場合の年会費は 7,000 円とすることができる。

また，外国籍を有しかつ海外に在住する正員の年会費について，シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ロ. 学生員

学生員としての年会費は 4,500 円とする。学生員には会誌が配布され，また希望する一つのソサイエティに登録され，その和英論文誌（オンライン版）が配布される。

なお，外国籍を有しかつ海外に在住する学生員が，会誌の配布を希望しない場合の年会費は 2,000 円とすることができる。また，外国籍を有しかつ海外に在住する学生員の年会費について，シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。"

ハ. 准 員

准員としての年会費は 9,000 円とする。准員には会誌が配布され，また希望する一つのソサイエティに登録され，その和英論文誌（オンライン版）が配布される。

なお，外国籍を有しかつ海外に在住の准員が，会誌の配布を希望しない場合の年会費は 4,000 円とすることができる。

また，外国籍を有しかつ海外に在住する准員の年会費について，シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ニ. 特殊員

会誌に加え，少なくとも一つのソサイエティの和英論文誌（オンライン版）

の購読料をもって年会費とする。

なお、特殊員に対する会誌ならびに和英論文誌（オンライン版）の年料金は次とおりとする。

会誌 20,000円

その和英論文誌（オンライン版）の価格は別途設定する。

ホ. 維持員

1口 45,000円とし、所定の機関誌が配布される。

ヘ. 正員、学生員、准員に対してその居住する国または地域によって別途定める規程により、年会費を減額する支援を与えることができる。

第7条 維持員ならびに特殊員を除く会員はいずれかのソサイエティに属さなければならない。また、希望により複数のソサイエティに登録することができる。

イ. 正員

ソサイエティあたり追加年会費 3,500円とし、その和英論文誌（オンライン版）が配布される。

ロ. 学生員

ソサイエティあたり追加年会費 2,000円とし、その和英論文誌（オンライン版）が配布される。

ハ. 准員

ソサイエティあたり追加年会費 3,000円とし、その和英論文誌（オンライン版）が配布される。

ニ. 正員、学生員、准員に対して、その居住する国または地域によって別途定める規程により、ソサイエティ追加年会費を減額する支援を与えることができる。

2. 和英論文誌（オンライン版）の配布を希望しない場合には、追加年会費を 500円に減額できる。

3. グループに参加するものは、グループの定める追加年会費を納めるものとする。

第8条 名誉員および退任した会長は、会費を要しない。

2. 年齢が満 70 歳以上の者で、継続しての正員在籍年数と年齢の和が 100 に達した場合は、会費を免除することができる。なお、該当する会員を終身会員と称し、その証として正員(終身)等と記した会員証を贈呈する。

3. 年齢が満 60 歳以上で、かつ継続しての正員在籍年数が 10 年以上の者が収入のない場合は、理事会の承認を得て会費の減免または後納を認めることができる。

4. その他特別の事情がある場合も前項と同様とする。

第9条 維持員を除く会員が納める会費は年額の前納を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。

2. 会員 5 人以上の場合は、あらかじめ定めた責任者によってその会費を取りまとめ毎

月納入する団体扱いとすることができる。

第 10 条 会費の滞納 3 か月以上に及ぶときは、機関誌の発送を停止する。

2. 停止した機関誌は、会費を完納した場合でも、配布を受けられないことがある。

第 11 条 会費の滞納 2 か年以上に及ぶときは、その会員資格を喪失する。

第 12 条 会員資格を喪失した者で、再入会を希望する者は理事会の決議を経て、再入会を認めることがある。

第 13 条 維持員の納める会費は、年額 1 回納入を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。

第 3 章 役員，代議員

第 14 条 定款第 22 条による役員のうち副会長候補者である理事 2 名は、東京都および千葉県・神奈川県・埼玉県・山梨県・茨城県・栃木県・群馬県の各県下に、他の副会長候補者である理事 2 名は、その他の地域に在住する者より選出することを原則とする。

第 15 条 次期会長は、次年度に会長となる候補者となり、会長を補佐する。任期は、原則として、1 年とし、理事としての任期は通算 2 年とする。

第 16 条 次期ソサイエティ会長は、次年度にソサイエティ会長となる候補者となり、ソサイエティ会長を補佐する。役職毎の任期は、原則として、それぞれ 1 年とし、理事としての任期は通算 2 年とする。

第 17 条 副会長は分担して別に定める各種委員会を主宰する。その就任期間は原則として副会長在任期間とする。

第 18 条 会長、次期会長および副会長を除く理事の職務分担は、次のとおりとする。

総 務	庶務，および他理事の所掌に属しない事項
会 計	会計に関する事項
編 集	編集に関する事項
企 画	企画研究に関する事項
調 査	調査研究に関する事項
ソサイエティ会長	ソサイエティに関する事項
次期ソサイエティ会長	ソサイエティに関する事項
編集長	編集に関する事項
企画室長	政策・運営に関する事項
規格調査会委員長	規格調査に関する事項

第 19 条 定款第 5 条第 2 項から 7 項に定める代議員を選出するための選挙細則は、理事会の決議を経て、別途定める。

2. 代議員は会員を代表して社員総会の構成要員となり、審議に参画し、議決権を行

使用する。

第4章 編集長，企画室長，規格調査会委員長および事務局

第20条 編集長は定款第4条イ号およびト号に係る事業を企画,実行するため必要な委員会を組織し主宰する。

2. 編集長は，担当副会長および編集理事と協議して編集に係る諸規程の起案または改訂案を作成し，これを理事会に発議する。
3. 会長は，理事会の決議を経て，編集を分担する理事を補佐するため，編集特別幹事を置くことができる。

第21条 企画室長は本会の政策・運営に関する事項を検討し，これを理事会に発議する。

第22条 規格調査会委員長は，定款第4条ハ号およびニ号を実行するために，必要な事業計画を立案し，実行するための規格調査会を組織し主宰する。

2. 規格調査会委員長は，調査理事と協議し，規格調査に係る諸規程の起案または改訂案を作成し，これを理事会に発議する。

第23条 会長は，理事会の決議を経て，事務局長を任免する。事務局長は会長の命を受け，事務局の組織，人事を管掌する。

第24条 事務局長および職員は有給とする。

第25条 本会の活動に係る重要事項に関し，業者等との役務の提供を受ける契約を行うときは，事務局長がその企画・立案を行い，担当理事の了承のもとに理事会においてその承認を受ける。

第5章 役員候補者の選挙

第26条 役員候補者の選挙は，別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。

第27条 役員候補者の選挙の投票の開票およびその計算は，会長の責任において行い，各得票数を決定する。

第28条 当選者は，得票数により会長が決定する。

2. 得票が同数である場合は，年長順によって当選者を決定する。

第29条 会長は，当選した役員候補者に対し，その旨を通知して，社員総会以前に役員候補者としての承諾を求める。

第6章 委員会

第30条 本会の事業の円滑な運営を図るため，理事会の決議を経て必要な委員会をおく

ことができる。

第 31 条 前条による委員会に委員長を置く。

2. 委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第 32 条 委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

第 33 条 委員会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第 7 章 事業計画および収支予算、事業報告および決算

第 34 条 次年度の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに理事会の承認を得ることを要する。

第 35 条 当該年度の事業報告および決算については、毎年定時社員総会前の理事会に提出することを要する。

第 8 章 大会および講演会、講習会等

第 36 条 本会は、単独または他の学会と連合して毎年 1 回以上大会を開く。ただし、理事会の決議により休会することができる。

第 37 条 各ソサイエティならびにグループは、単独もしくは他のソサイエティならびにグループまたは他の学会と連合して毎年 1 回以上ソサイエティ大会またはグループ大会、あるいは各ソサイエティまたはグループで定めるこれに代わる大会を開く。ただし、当該ソサイエティならびにグループの最高決議機関の決議により休会することができる。

第 38 条 本会または本会の各ソサイエティ、グループ、その他の委員会は、単独または他の関係団体と連合して、講演会、討論会、講習会、研究発表会等を開催できる。その開催にあたっては、予算等について理事会または各ソサイエティならびにグループの最高決議機関の承認を必要とする。

2. 前項の会合は、機関誌その他の方法により、会員に通知する。

第 9 章 機関誌、図書

第 39 条 会誌、和英論文誌(オンライン版)ならびに定期的に発行する印刷物および印刷以外の媒体による発行物を機関誌という。

第 40 条 毎月 1 回会誌を発行して、会員に配布し、また一般に販売する。

第 41 条 各ソサイエティは和英論文誌(オンライン版)を発行して、当該ソサイエティの会員に配布し、また一般に販売する。

第 42 条 必要に応じ、電子工学および情報通信に関する学理または応用に関する専門図書（印刷物および印刷以外の媒体による発行物）を編集し、刊行する。

第 43 条 次のものに機関誌および本会刊行の図書等を寄贈する。

イ. 国立国会図書館

ロ. その他理事会の決議によって定めたもの

第 44 条 理事会の決議により、国内外の次のものと機関誌等の交換を行うことができる。

イ. 電子工学および情報通信に関する学科を有する大学

ロ. 電子工学および情報通信に関する研究所

ハ. 関係学協会

ニ. その他特に必要ある文献の刊行者

第 10 章 謝礼，謝金および経費

第 45 条 本会に金銭または物件を寄付したのものには謝状を贈呈する。

第 46 条 本会の主催する講演会の講演者，機関誌への寄稿者，刊行図書の執筆者等に対しては，別に定める基準により謝礼を贈呈することができる。

2. 本会の会議および集会に出席した者に対し，別に定める基準により，交通費等の必要経費の一部を支給することができる。

3. 本会が主催し，または共催する研究会，国際会議，委員会等に参加した者に対し，謝金または交通費等の必要経費の一部を別に定める基準に従い，各委員会，組織，会合等の開催責任者たる長の判断で支給することができる。

4. その他理事会において必要と認めた場合に謝礼を贈呈することができる。

第 11 章 表彰，奨励

第 47 条 電子工学および情報通信に関する学術，または関連事業上特別の功労があった者，または重要な発明をなした者は，理事会の決議により表彰する。

第 48 条 電子工学および情報通信に関する特に優れた学術論文の著者は，理事会の決議により表彰する。

第 49 条 電子工学および情報通信に関する学問および技術の有益な研究をなす者には，理事会の決議により奨励賞等を贈呈する。

第 12 章 会計

第 50 条 毎月の収支状況および資金現在高は，会計理事がこれを掌握し，四半期ごとにまとめて理事会に報告する。

第 51 条 各ソサイエティおよびグループの財務状況は、各ソサイエティの会長およびグループの長がこれを掌握し、四半期ごとに当該会計責任者が会計理事に報告する。会計理事はこれを理事会に報告する。

第 52 条 会計事務を引継ぐときは、会長が引継調書を作成の上、監事の承認を受け、これを次期会長に引継ぐものとする。ソサイエティおよびグループにおいても同様とする。

第 53 条 用途を定めた「特別会計」を設定することができる。

2. 「特別会計」の設定、その特定資産としての積立資産等の取崩は理事会の決議により、これを行う。

第 13 章 支 部

第 54 条 各支部に、次の支部運営委員を置く。

- イ. 支 部 長 1 名
- ロ. 支部庶務幹事 2 名
- ハ. 支部会計幹事 2 名
- ニ. 支部委員 若干名

なお、上記に加えて次期支部長 1 名を置くことができる。

次期支部長は次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ 1 年とし、委員としての任期は通算 2 年とする。

2. 支部委員数は、理事会の決議によって会長が定める。

第 55 条 支部長は、支部運営委員会を招集してその議長となる。

2. 支部長は、支部の事務を統括する。
3. 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事、または支部委員がその職務を代行する。

第 56 条 幹事は、支部長の命を受け、支部の事務の執行を補助する。

第 57 条 支部に関する規程は、支部において定め、理事会の承認を得るものとする。

第 58 条 支部運営委員候補者の選出方法、任期等は、支部において定める。

2. 選出された支部運営委員候補者は 3 月末日までに会長へ報告し、定時社員総会後の第 1 回理事会において承認を得るものとする。

第 59 条 支部は理事会承認を経た収支予算書に基づき、支部事業計画を遂行するものとし、決算時に清算することにより、繰越金を保有しない。

第 60 条 支部長は、毎年 2 月中に次年度の事業計画案および収支予算案を、また毎年 4 月末日までに前年度の事業報告および決算書類を、本部へ提出するものとする。

第 14 章 ソサイエティ等

第 61 条 ソサイエティに関する規程は、ソサイエティにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

第 62 条 ソサイエティ会長は、ソサイエティの会務を総理し、ソサイエティを代表する。

2. ソサイエティ会長に事故があるときは、次期ソサイエティ会長がその職務を代行する。

第 63 条 ソサイエティ委員候補者の選出方法、任期等は、ソサイエティにおいて定める。

2. 選出されたソサイエティ委員候補者は 3 月末日までに会長へ報告し、定時社員総会後の第 1 回理事会において承認を得るものとする。

第 64 条 ソサイエティは理事会承認を経た収支予算書に基づき、ソサイエティ事業計画を遂行するものとする。

第 65 条 ソサイエティ会長は、毎年 2 月中に次年度の事業計画案および収支予算案を、また毎年 4 月末日までに前年度の事業報告および決算書類を、本部へ提出するものとする。

第 66 条 ソサイエティに準ずる研究集団として、理事会の決議を経てグループを置くことができる。

第 67 条 グループに関する規程は、グループにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

第 15 章 補 則

第 68 条 本規則の改廃は、理事会が行う。

第 69 条 各種の規程は、理事会の決議を経ることを要する。

付 則

1. この規則は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。

付 則

1. この規則の改正は、平成 24 年度会費から適用する。